

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、香南町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（一般）ため池改修（護岸工）事業）蓮池地区）を行うことについて令和3年12月9日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において令和3年12月24日から令和4年1月13日まで縦覧に供する。

令和3年12月17日

香川県知事 浜 田 恵 造